

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議の設置について

平成 15 年 1 月 15 日

関係省庁申合せ

- 1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の策定、実施状況の点検等に際しての関係省庁間の連絡調整の円滑化及び同条約の効果的な実施の促進を図ることを目的として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 (1) 連絡会議の構成員は、別表 1 のとおり関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は必要があると認められるときは、別表 1 の省庁以外の省庁の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。
(2) 連絡会議の議長は、環境省環境保健部長をもってこれに充てる。
- 3 議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 (1) 連絡会議に幹事を置き、別表 2 の関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、別表 2 の省庁以外の省庁の職員を幹事として追加することができる。なお、幹事の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ幹事会に出席することができる。
(2) 幹事会の議長は、環境省環境保健部環境安全課長をもってこれに充てる。
- 5 連絡会議の庶務は、関係省庁の協力を得て環境省環境保健部において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表1 (連絡会議)

内閣府大臣官房審議官 (科学技術政策担当)
外務省総合外交政策局国際社会協力部長
厚生労働省大臣官房審議官
農林水産省大臣官房審議官
経済産業省製造産業局次長
環境省環境保健部長

別表2 (幹事会)

外務省国際社会協力部地球環境課長
内閣府政策統括官 (科学技術政策担当) 付参事官
厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長
農林水産省大臣官房企画評価課環境対策室長
農林水産省生産局生産資材課農薬対策室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
環境省環境管理局大気環境課長
環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室長
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長
環境省環境保健部環境安全課長
環境省環境保健部化学物質審査室長
環境省水環境部水環境管理課長
環境省水環境部土壌環境課農薬環境管理室長